

米子市保育所利用者負担額（保育料）表

認定区分(2号・3号)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間の保育料【月額】 下段()内は保育短時間の場合		備考
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0		
B 1	A階層を除く 市民税非課税世帯	母子世帯等	0	
B 2		上記以外の世帯	0	
C 1	市民税均等割課税額の世帯を含む	48,600円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)	
C 2		48,600円未満 の上記以外の世帯	13,600 (13,400)	
D 1	A階層を除き、市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	61,000円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)	
D 2		61,000円未満 の上記以外の世帯	18,900 (18,500)	
D 3		71,000円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)	
D 4		71,000円未満 の上記以外の世帯	19,500 (19,100)	
D 5		77,101円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)	
D 6		97,000円 未満	24,000 (23,600)	0 (※)
D 7		109,000円 未満	31,100 (30,600)	
D 8		139,000円 未満	32,700 (32,100)	
D 9		169,000円 未満	34,200 (33,600)	
D 10		199,900円 未満	39,000 (38,200)	
D 11		261,000円 未満	42,700 (41,900)	
D 12		301,000円 未満	46,300 (45,500)	
D 13		333,000円 未満	48,800 (47,800)	
		365,000円 未満	50,400 (49,400)	
		397,000円 未満	52,000 (51,000)	
		397,000円 以上	58,200 (57,100)	

1. 同時在園の保育料軽減

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・特別支援学校の幼稚部等に入所している同一世帯の就学前児童のうち、2人目が保育所入所の場合は2分の1の額、3人目以降が保育所入所の場合は、保育料が0円になります。なお、年齢の高い順に1人目・2人目・3人目と数えます。
- ② C 2、D 1の一部(市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)の各階層については、1人目が保育所等に入所している場合に限り2人目の保育料が0円となります。

2. 多子世帯の保育料軽減

- ① 保護者と生計同一の3人目以降の児童が保育所等に入所する場合は、保育料が0円になります。
- ② C 2、D 1の一部(市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)の各階層については、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目の保育料が2分の1の額になります。

3. 月途中の入退所された場合の保育料計算

$$(保育料の月額) \times (その月の在籍日数) \div (25日) = (その月の保育料)$$

4. 母子世帯等の負担額について

C 1、D 1、D 2、D 3の一部の各階層に認定された母子世帯等において、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目以降の保育料が0円になります。

(※)

3歳以上児の保育料は無償化されます。

なお、副食(おかげ、おやつ)に係る費用については施設への直接支払いとなり、負担が残ります。